

加古川中央市民病院 日立自動分析装置保守点検業務 仕様書

本契約は、委託者である地方独立行政法人加古川市民病院機構を甲とし、本業務を行う受託者を乙とし、本仕様書により行うものとする。

1. 場所

加古川市加古川町本町 439 番地 加古川中央市民病院

2. 対象装置

(1) 装置名 : 日立自動分析装置 3100

製造業者 : (株)日立ハイテク

数 量 : 一式

加入内容 : 部品代別途プラン

定期点検 (年 2 回。委託者の指定日時)

サポートセンター、電話サポート、エンジニア派遣

定期交換部品代及び修理にかかる費用は含まない。

3. 契約期間

2026年8月1日から2029年7月31日まで

4. その他

- 1) 甲が所有する装置について、乙は本仕様書に則り本業務を行う。
- 2) 乙が本業務について再委託できる相手は、原則として上記の製造業者のみとする。
但し事前に書面等で甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 乙は、医療機器が患者の生命活動に直結することを踏まえ、これに支障をきたさないよう細心の注意を払い、必要に応じて甲へ確認・報告を行いながら本業務を行うこと。
- 4) 乙は、本業務を実施し完了したときは、その旨を報告書等により甲へ報告した上で、甲へ業務委託料を請求するものとする。甲は請求を受けたとき、翌月の末日までに乙へ支払うものとする。
(年 2 回の定期点検を契約期間 3 年間でを行うため、全 6 回払いとする)
- 5) その他疑義が生じた場合は、甲乙協議によって決定すること。

以上